

令和5年3月30日
熊本県土木部監理課

県発注工事及び建設コンサルタント業務等における 保証証書等の電子化について(契約の保証・前払金保証)

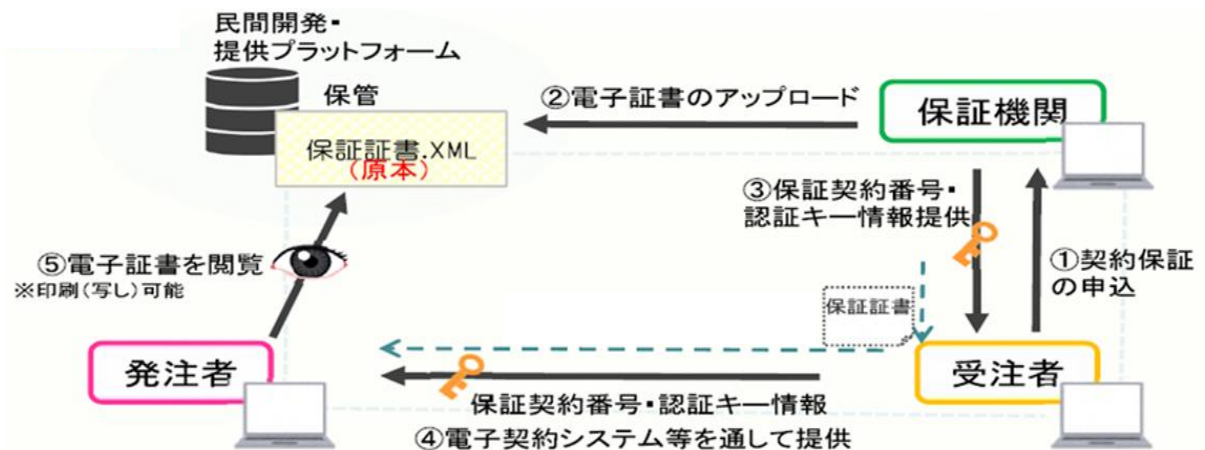
この度、県発注工事及び建設コンサルタント業務等における契約の保証・前払金保証の保証証書等について、本年4月1日以降、電磁的記録により発行された保証証書等(電子証書等)の提出を可能としましたので、お知らせします。提出方法の概要は、下記をご覧ください。

なお、現時点で電子証書等の発行を予定している保証機関は、保証事業会社(※)です。

また、引き続き、紙媒体での保証証書等による提出も可能です。

記

1. 電子証書等の提出方法(概要)



【保証事業会社が発行する電子証書の場合】

契約時に、保証事業会社より発行された電子保証に係る「保証契約番号」と「認証キー」の情報(電子証書閲覧用「認証キー」等のお知らせ)を発注者へ提出してください。

2. 適用開始日について

令和5年4月1日以降に新たに工事請負契約等を締結するものであって、電磁的記録により発行された保証証書等の提出を可能とします。

※西日本建設業保証株式会社、東日本建設業保証株式会社、北海道建設業信用保証株式会社

【本件に関する連絡先】

○制度全般に関すること

熊本県土木部監理課建設業班

電話(直通):096-333-2485

※申込、提出方法等については、各保証事業会社
にお問合せください。